

資料2

# バリアフリー法の概要と改正内容

都市政策課

# バリアフリー法の概要

## (1)名称

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)

知的・精神・発達障害者、  
妊産婦、けが人などを  
含む

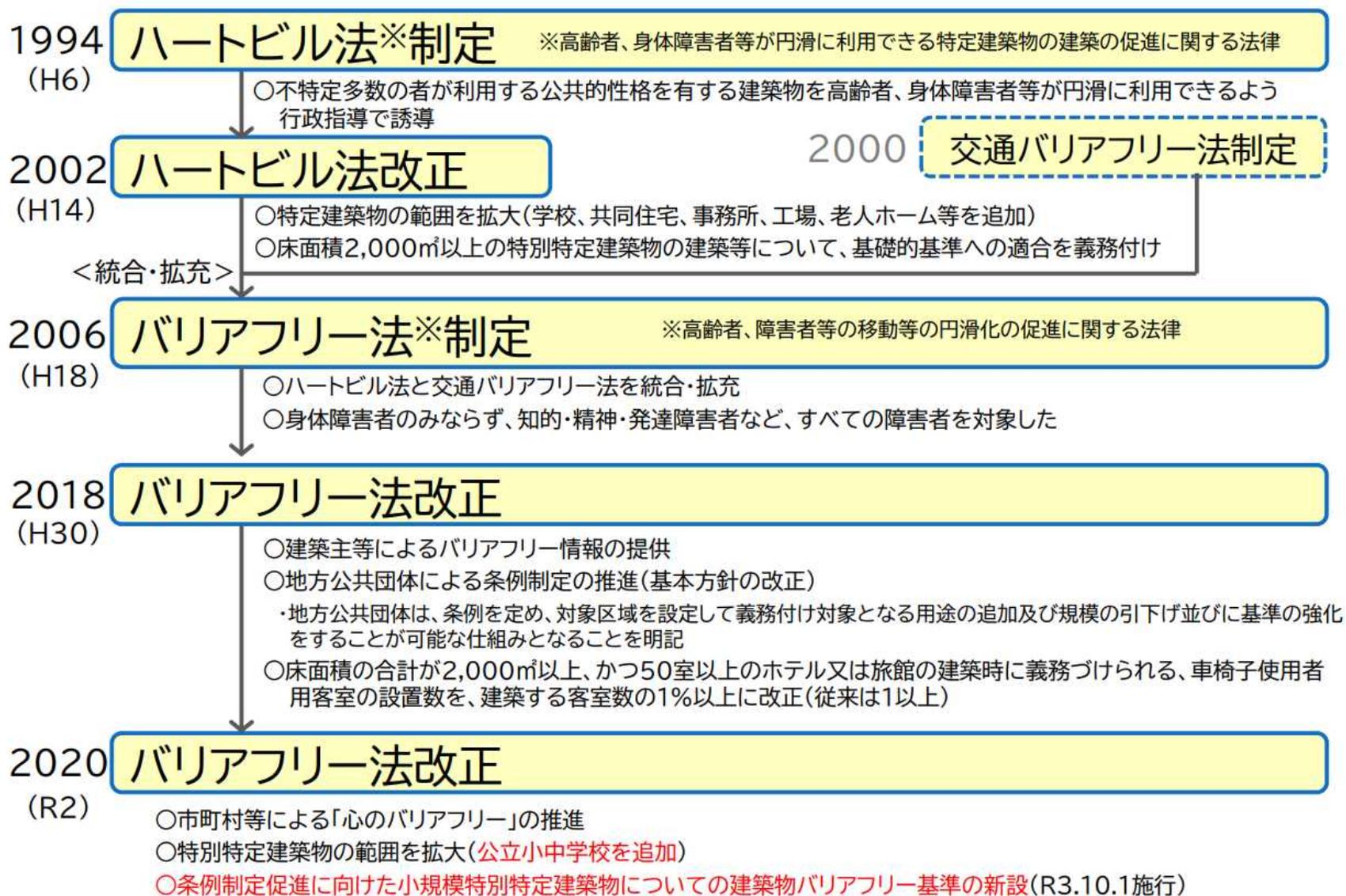
バリアフリー化

## (2)基本理念

- この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

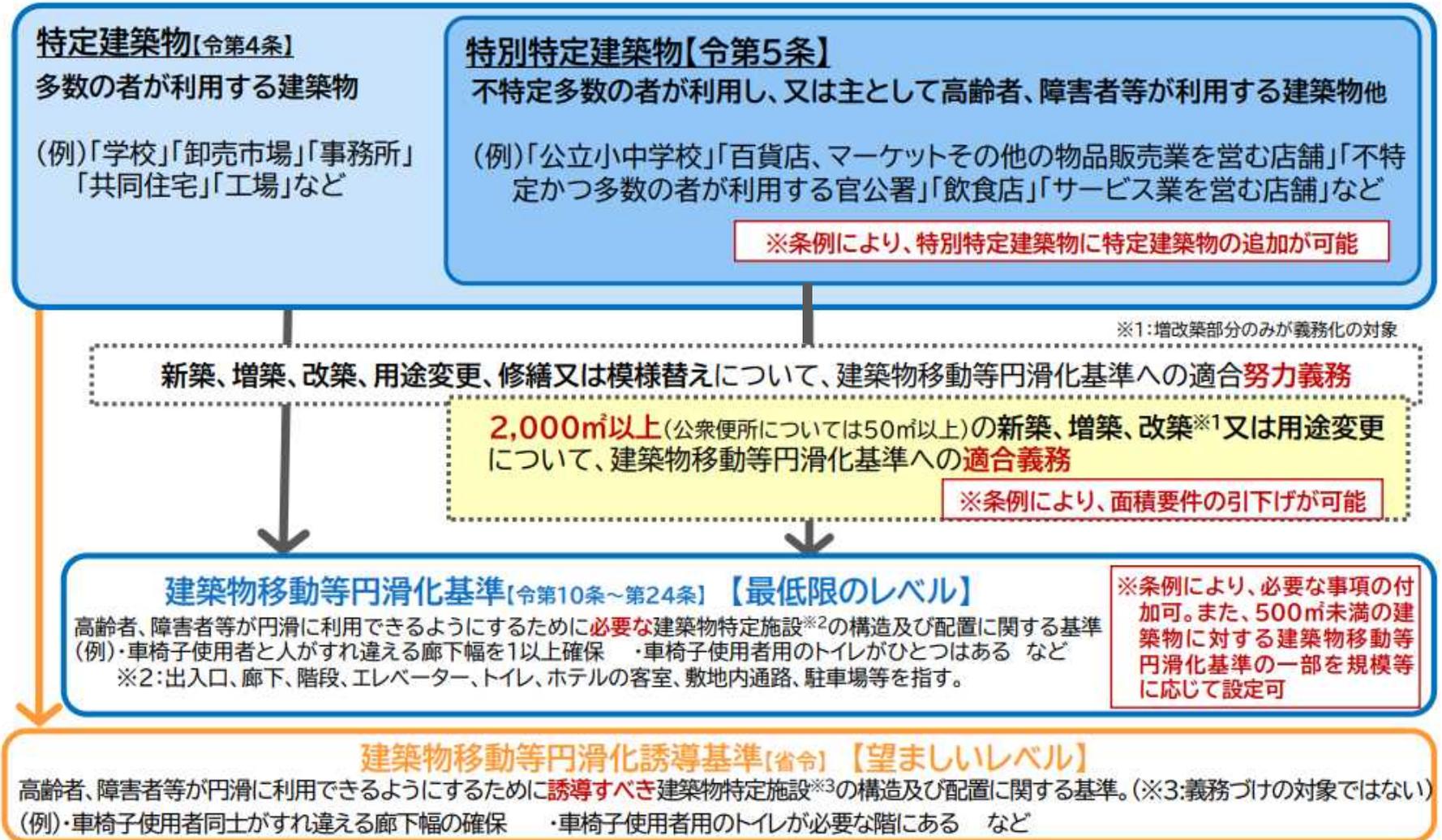
# バリアフリー法の概要

## (3)バリアフリー法の経緯 [建築分野]



# バリアフリー法の概要

## (4)構成 [建築分野]



# バリアフリー法の概要

## (4) 特別特定建築物、特定建築物

### ■ 特別特定建築物

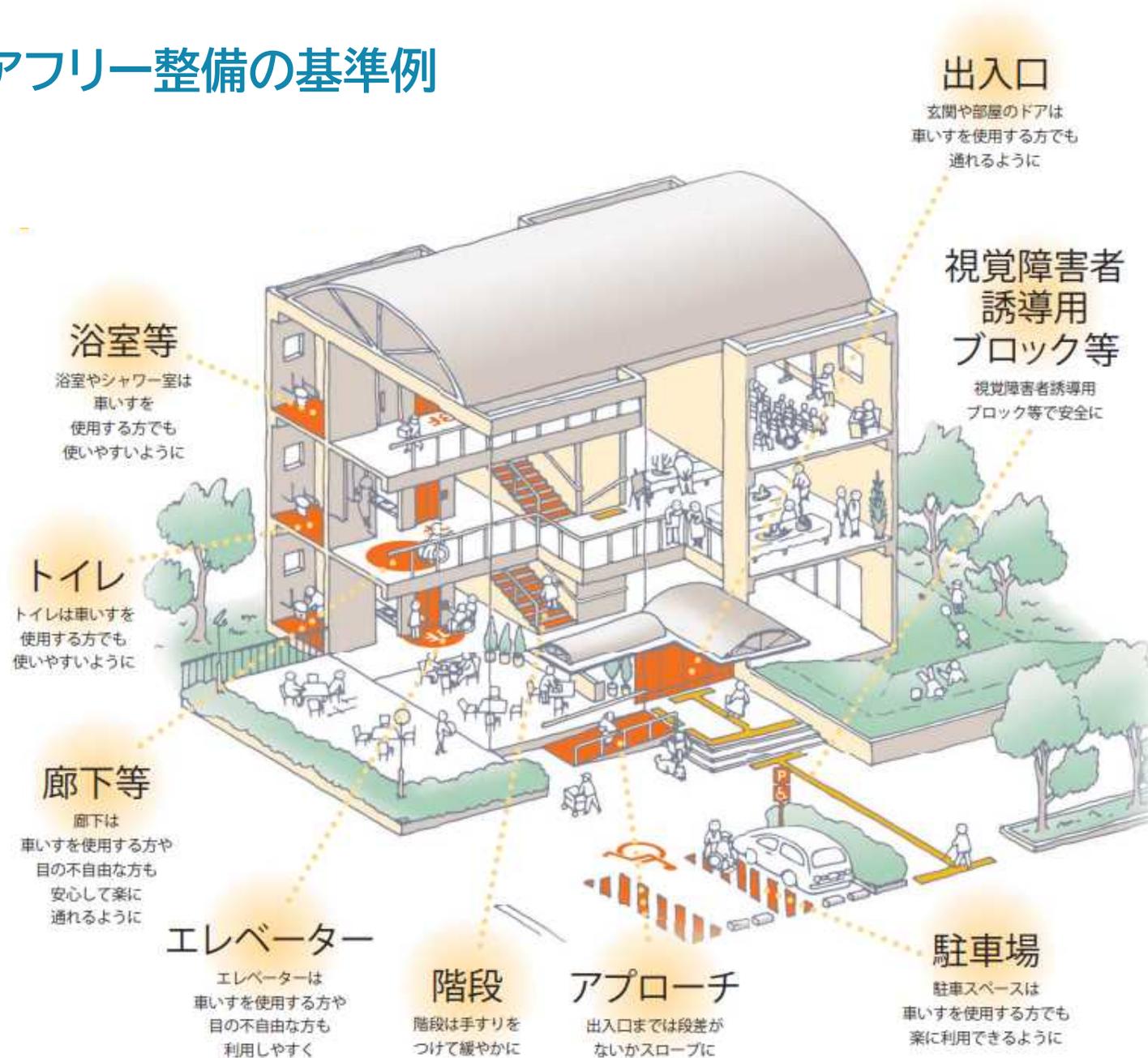
対象用途 (以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えで努力義務の対象)	義務付け対象
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別支援学校</li> <li>2. 病院又は診療所</li> <li>3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場</li> <li>4. 集会場又は公会堂</li> <li>5. 展示場</li> <li>6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</li> <li>7. ホテル又は旅館</li> <li>8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)</li> <li>10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの</li> <li>11. 体育館 (一般公共の用に供されるものに限る。)、 水泳場 (一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場</li> <li>12. 博物館、美術館又は図書館</li> <li>13. 公衆浴場</li> <li>14. 飲食店</li> <li>15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</li> <li>17. 自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)</li> <li>18. 公衆便所</li> <li>19. 公共用歩廊</li> </ol>	<p>2,000m<sup>2</sup> 以上 の新築、増築、改築、 用途変更で義務付け (18. 公衆便所は 50m<sup>2</sup> 以上)</p> <p><b>地方公共団体の 条例</b> 条例による面積の 引き下げが可能です。</p> <p>※既存建築物についても、 努力義務の対象</p>

### ■ 特定建築物(特別特定建築物を除く)

対象用途 (以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えで努力義務の対象)	義務付け対象
<ol style="list-style-type: none"> <li>20. 学校 (1 の用途を除く。)</li> <li>21. 卸売市場</li> <li>22. 事務所 (8 の用途を除く。)</li> <li>23. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>24. 保育所等 (9 の用途を除く。)</li> <li>25. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設 (11 の用途を除く。)</li> <li>26. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの</li> <li>27. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類するもの</li> <li>28. 工場</li> <li>29. 自動車の停留又は駐車のための施設 (17 の用途を除く。)</li> </ol>	<p><b>地方公共団体の 条例</b> 条例による義務付け対象 への追加が可能です。</p>

# バリアフリー法の概要

## (5)バリアフリー整備の基準例



# バリアフリー法の概要

## (5)バリアフリー整備の基準例

左側:移動等円滑化基準(適合義務)  
右側:移動等円滑化誘導基準(推奨事項)

### 1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)  
80cm 以上    120cm 以上
- 居室などの出入口  
80cm 以上    90cm 以上



### 2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅  
120cm 以上    180cm 以上



### 3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置  
片側                    両側
- スロープ幅  
120cm 以上    150cm 以上
- スロープ勾配  
1/12 以下            1/12 以下  
(屋外は 1/15 以下)



# バリアフリー法の概要

## (5)バリアフリー整備の基準例

### 5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便房を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数  
建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便房の数  
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数  
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



### 8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数  
1つ以上 原則 2% 以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅  
350cm 以上 350cm 以上

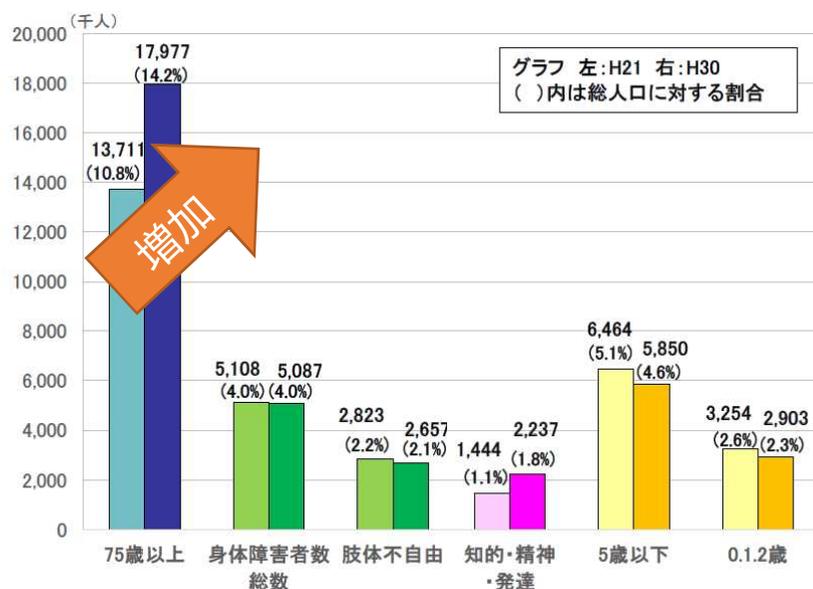


左側:移動等円滑化基準(適合義務)  
右側:移動等円滑化誘導基準(推奨事項)

# バリアフリー法施行令の改正について

## (1)背景

- 高齢者等の外出機会の増加等によりバリアフリーに対する量的・質的ニーズが上昇



### バリアフリー対応を要する者の増加

高齢者と知的・精神・発達障害者は増加  
肢体不自由者、乳幼児は、横ばい～わずかに減少であるが、外出機会の増加を踏まえると、施設整備における配慮が重要



### 障害者差別解消法の改正 (令和6年4月施行)

合理的配慮の提供が義務化により、高齢者、障害者等の外出機会の一層の増加が見込まれる

# バリアフリー法施行令の改正について

## (1)背景

- 高齢者等の外出機会の増加等によりバリアフリーに対する量的・質的ニーズが上昇

### ① 車椅子利用者利用便房(多機能トイレ)の利用集中

思いやりの **心** を持って  
トイレを利用しましょう!

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

車いすを使用する方は、多機能トイレが  
使えないことがあり困っています。

「多くの人たちが使うようになって、  
しゃっちゅう待たされるようになった!」  
「出しっぱなしのおむつ替えシートが邪魔で、  
出入りができないことがある!」  
「着替えをする人が長時間占用していて、  
その間待たされた!」 など

多機能トイレで待たされた経験を  
持つ車いす使用者は**94%**。

待たされたことが よくある <b>52%</b>	たまにある <b>42%</b>
あまりない <b>2%</b>	全くない <b>1%</b>
不明 <b>3%</b>	

※車いす利用者等に対するアンケート調査結果(2011.11.13)

多機能トイレが使用中だと、  
他に使えるトイレがなくて待つことに...

おむつ替えシートがたまたまおらず、車いす使用者は自分で出入りできない

「多くの人たちが使うようになって、  
しゃっちゅう待たされるようになった!」  
「出しっぱなしのおむつ替えシートが邪魔で、  
出入りができないことがある!」  
「着替えをする人が長時間占用していて、  
その間待たされた!」 など

多機能トイレで待たされた経験を  
持つ車いす使用者は**94%**。

待たされたことが よくある <b>52%</b>	たまにある <b>42%</b>
あまりない <b>2%</b>	全くない <b>1%</b>
不明 <b>3%</b>	

※車いす利用者等に対するアンケート調査結果(2011.11.13)

車いすを使用される方は、広いスペースが必要なので、  
多機能トイレを利用されています。

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを  
長時間利用することは控えましょう!

# バリアフリー法施行令の改正について

## (2) 主な改正内容

- 国は、車椅子トイレ・車椅子使用者用駐車区画・車椅子用客席に関する移動等円滑化基準を改正(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

	現行基準	新基準
車椅子 トイレ	2,000㎡以上の 特別特定建築物: <u>1以上</u> 	2,000㎡以上の特別特定建築物:原則、 <u>各階に1か所</u> 【例外】 [小規模階(1,000㎡以下の階)を有する場合] 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1か所</u> [大規模階(10,000㎡超の階)を有する場合] 10,000~40,000㎡: <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超:超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u>
車椅子 駐車区画	2,000㎡以上の 特別特定建築物: <u>1台以上</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が200台以下: <u>2%以上</u> 200台超: <u>1%+2以上</u> (端数切上げ) 
車椅子用 客席	<u>基準なし</u>	2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下: <u>2席以上</u> 総数400席超: <u>0.5%以上</u> (端数切上げ) 

★従来の「最低限1つ設ける」から、「規模に応じて複数設ける」に考え方がシフト